

（中小企業イノベーション創出推進基金関係部分抜粋）

●科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等

（指定補助金等の交付等に関する指針）

第三十四条の十一 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

2 前項の指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に関する事項

6 国等は、第一項の指針に従って、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。

●指定補助金等の交付等に関する指針

1. はじめに

令和4年度第2次補正予算において、SBIR制度の抜本拡充として、「中小企業イノベーション創出推進事業」（以下「フェーズ3基金事業」という。）が措置されたところ、「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、本事業の活用により、スタートアップの有する先端技術の早期の社会実装を強力に推進していく。

活性化法第34条の11第1項及び第2項の規定に基づく本指針においては、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等（**原則設立15年以内の活性化法第2条第14項に規定する中小企業者等**又は事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。以下「研究開発型スタートアップ等」という。）に対する指定補助金等（活性化法第2条第16項に規定する「指定補助金等」をいう。以下同じ。）の交付等の実施について必要な事項を定める。

3. 指定補助金等の交付の方法に関する事項

(13) 令和4年度第2次補正予算に計上されたフェーズ3基金事業（指定補助金等）として、特に設定すべき交付の方法及び社会実装の推進等に関する事項

令和4年度第2次補正予算に計上したフェーズ3基金事業（指定補助金等）の実施において、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等が、自らが有する先端技術の大規模技術実証を実施し、国主導の下で内閣府とフェーズ3基金事業を実施する各省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省。以下「実施各省」という。）が共同してその成果の円滑な社会実装の促進を図るため、内閣府と実施各省は以下の措置を講じなければならない。

①SBIR関係各省責任者会議へのプロジェクト実施状況等の報告

実施各省は、内閣府が定期的開催するSBIR関係各省責任者会議において採択したプロジェクトの進捗及び補助金執行状況の適切性等を報告する。内閣府は、当該報告を踏まえ、プロジェクトの成果の円滑な社会実装を促進する観点から、実施各省に対して必要な指示や運営方針等を提示する。

②フェーズ3基金事業統括体制の整備

実施各省は、フェーズ3基金事業を統括するPM（以下「フェーズ3統括PM」という。）を指名するとともに、統括運営委員会を設置し、採択したプロジェクトの統一的な進捗状況の把握と執行状況の適切性の確保のための管理・調整を行う。

③プロジェクトの採択・評価・フォローアップ体制の整備

実施各省は、基金設置法人と共同して、プロジェクトの採択・評価・フォローアップに係る委員会等を設置・運営し、プロジェクトの公募・採択に当たっては、研究開発型スタートアップ等による推進が期待される先進的技術分野を踏まえ、研究開発課題を設定の上、公募・採択を行う。プロジェクトの評価に当たっては、原則としてTRLの上位レベルへの移行時にステージゲート審査を実施の上、評価する。プロジェクトのフォローアップに当たっては、プロジェクト採択後、原則としてプロジェクト毎にプロジェクトリーダー（PL）を選定し、フェーズ3統括PMと実施各省が連携しながら、下記④に定める成果の社会実装に向けたロードマップを策定し、当該ロードマップの実現に向け、開発工程・開発目標の管理や伴走支援等を実施する。

④プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定

実施各省は、上記③のフォローアップ委員会における実施者との意見交換や調査活動、関係府省庁・機関との意見交換等を通じて、プロジェクトの成果の円滑な社会実装の促進に向け、政府調達、標準化、規制緩和、利活用環境の整備、導入普及促進等初期市場創出のための具体策を盛り込んだロードマップを作成し、フェーズ3基金事業実施期間中に对外公表を行う。